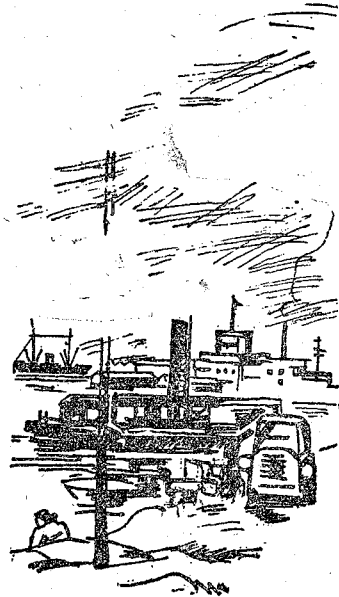


本運動が國民精神總動員ノ趣旨ニ合致シ集團勤務奉仕ノ先驅トナツテ居ルノハ快心ノ事ト存ジマス。私共ハ只公共施設トシテノ道路ニ對スル報謝ト奉公ノ一念カラ微力ヲ盡シテ參ツタ譯デアリマスノニ、短日月間ノ業績ヲ嘉賞セラレマシタ事ハ實ニ望外過分ノ名譽ト心得御趣旨ヲ體シマシテ今後トテモ出來ルダケノ努力ヲ續ケ、官民協力ニヨリ道路愛護ノ理想ニ向ツテ完璧ヲ期シタイト存ジマス。簡單ナガラ之ヲ以テ答辭ト致シマス。

昭和十四年六月二十二日



道路嵩上工事施工に伴ふ損害 賠償事件に就いて(一)

瀧口利太郎

凡そ標出の事件の如きは、道路工事の施行に當り、從來屢々發生したる事例あることならんも、以下述べんとする

所のものは、高知縣に於ける實例にして而かも其の經過には、稍々趣を異にせる點があると思はれたので、其の有の

儘の經緯を記述し、更に私見をも加へて見たいと思ふのである。素より淺き知識と狭き經驗とを以てする愚見であることをゆるして戴きたし。

事は昭和四年、府縣道高知松山線吾川郡伊野町地内に於ける仁淀川橋附帶道路嵩上工事施行に當り、隣接土地々上權者某(以下甲とす)が自己の地上權ありと主張する區域に板圍を設け且つ、左の如き立札を建設したるに發する。

聲明書(原文)

此の設置は我家の權利お主張し保護お表示する意味に於てのみにて決して道路(嵩上)工事の防害の目的にあらざる事

右聲明候也

權利者 甲 氏 名

これに對して道路管理者(以下乙とす)に於ては、右假圍は道路嵩上工事に支障を來すのみならず、交通の防害を爲すものとして再三除却方を諭示したるも依然地上權を有する區域なりと主張して、之に應ぜざるを以て地上權の有

無は別途の取調に屬し、假令地上權有りとするも道路上に私權を行使するを得ざるは法の定むる所なりとの理由に依り、左の如き戒告書を發したのである。

戒告書

本籍地

現住所

甲 氏 名

右建設ニ係ル府縣道高知松山線中吾川郡伊野町字羽根三千四十二番ノ二地先道路上ノ板圍ハ道路工事ニ支障ヲ來シ交通ノ防害ヲ爲シ大正八年法律第五十八號道路法ノ規定ニ抵觸スルヲ以テ此戒告書到達ノ日ヨリ十五日以内ニ之カ除却ヲ爲スヘシ右ノ指定期間内ニ之ヲ履行セサルトキハ道路管理者ニ於テ之ヲ執行シ其ノ費用ヲ徴收スヘシ

右道路法第五十四條ニ依リ戒告候也

昭和五年十月九日

道路管理者 高知縣知事

而して地上權者甲よりは、内容證明郵便を以て次の如き書面の提出があつた。

昭和五年十月十八日

抗 告 書

本 籍

現住所

甲 氏 名印

道路管理者高知縣知事乙殿

昭和五年十月九日付(五)土第九三八號戒告書ニ對シ左ノ理由ヲ以テ及抗告候從而此抗告ニモ不拘尙貴官ニ於テ道路管理者タルノ權利ヲ以テ強制執行等ノ行爲ニ出ヅル場合ハ憲法上保障セラレタル權利ヲ擁護スルガ爲ニハ憲法ニ規定セラレタル一切ノ方法ヲ盡シテ飽迄モ貴官ト抗爭スルモノナルコトヲ爲後日申進置候

左 記

一、本件ニ關シ曩ニ貴官宛陳情書及略圖提出シ置候通り高知縣吾川郡伊野町字羽根三千四十二番地ノ二ニ

拙者ノ設置シタル板圍ハ貴官ノ所謂府縣道高知松山線道路上ニナシタルモノニ非ズ即該板圍設置ノ地域ハ拙者所有地上權區域内ニシテ若シ之アルガ爲メ道路工事ニ支障ヲ來シ尙交通ノ防害トナルモノトセバ道路管理者タル貴官ハ法ノ定ムル所ニヨリ之ヲ徹去セシムベキ適當ノ方法ヲ講ズベキモノナリ然ルニ之ヲ爲サズシテ拙者ニ對シ之ガ除却ヲ命ズルハ失當モ亦甚敷モノナリ

二、前記板圍設置區域ガ道路敷地ニ非ザルコトハ大正八年法律第五十八號發布施行前既ニ明カニセラレ居ル事實ニシテ之ガ爲メ過去ニ於テ道路管理者トノ間ニ物議ヲ醸シ而モ問題ハ實質的ニハ未解決ノ儘ニ今日ニ至ルモノナリ大正八年法律第五十八號ガ施行セラルハコト、ナリタルガ爲ニ其以前ニ於テ係爭中ノ問題ノ消滅スベキ筈ナシ若萬一斯クアリトセバ憲法上保障セラレタル國民ノ所有權ハ何所ニ之ヲ見出スベキカ尙本件ハ訴訟提出シタルモノナルニ付本事件

解決スル迄強制執行其他ノ方法ニ依リ板圍ノ除却ス

ベキモノニアラザル事ヲ抗告候也 以上

次に道路管理者乙に於ては甲に宛、同月二十日該地域は道路法第十九條に基き大正九年四月一日高知縣告示第一〇九號を以て道路の區域と決定したる部分に屬し、假令貴殿の有する地上權ありとするも、道路法第六條に依り權利の行使を許されざるものなれば、戒告書の期間内に建設物を除却すべきことの通告をなしたるも甲は之に従はず、十月十四日付所轄區裁判所へ工事の施行並に板圍の除却をなすべからずとの假處分の申請をなしたものである。

* 假處分命令申請

住所	申請人	甲	氏	名
右代理人辨護士				
被申請人	高	知	縣	名
右代表者	氏			名

申立ノ趣旨

被申請人ハ左記土地ニ於テ道路ノ嵩上擴張其他一切ノ工事ヲ爲スコカラズトノ御決定ヲ求ム

一、吾川郡伊野町字羽根三千四拾貳番ノ貳宅地壹畝貳拾歩ノ内拾八歩ガ道路ニ面接セル地

一、府縣道高知松山線中吾川郡伊野町字羽根三千四拾貳番宅地壹畝貳拾歩ノ内西部拾八歩ニ面接セル長

サ三拾五尺ノ道路

見積價格 壹百圓也

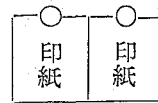
理由

吾川郡伊野町字羽根三千四拾貳番宅地一畝貳拾歩ハ訴外亡町田龜太郎所有ニシテ明治三拾四年三月三拾日申請人ノ先代某ガ建物ノ所有ヲ目的トスル地上權ヲ設定シ該地上ニ倉庫並ニ店舗ヲ建設シ來リタルニ被申請人ハ數度該土地ニ面接セル道路ノ嵩上ヲ爲シ次第ニ申請人ノ地上權ヲ侵害シ來リタルモ公共ノ用ニ供スル道路ノ爲メ使用スルモノナルニ付今日迄隱忍黙過シ來リ

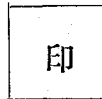
右代理人 氏 名印

高知區裁判所御中

甲第一號證



登記 濟



地上權設定契約書

町田龜太郎及田田吾ハ本日左ノ契約ヲ締結ス

第一條

町田龜太郎ハ其所有左記ノ郡村宅地ニ建物及ビ附從ノ
 工作物ヲ所有シ其宅地内ニテ掲記ノ反別ヲ使用スルコ
 トヲ得ベキ地上權ヲ第二條以下ノ約款ニ依リ田田吾
 ニ付與シ田田吾ハ其權利ヲ收得シ即チ双方間茲ニ地
 上權ノ設定ヲ諾約シタリ

土佐國吾川郡伊野町參千四拾貳番貳
 一、郡村宅地 壹畝貳拾歩ノ内

タルモ被申請人ハ更ニ右道路ノ層上ヲ爲シ申請人ノ地
 上權ヲ侵害シ申請人所有ノ倉庫並ニ店舗ハ之ガ爲メ建
 物トシテ利用ス可カラザル狀況ニ立チ至ラシメントス
 ルニヨリ止ムヲ得ズ道路及私有地ノ境界確定ノ訴訟ヲ
 提起スベク準備中ニ候處右道路ノ層上工事ヲ完了スル
 時ハ右境界ヲ確定スルニ付著シキ困難ヲ生ズルト共ニ
 申請人ノ建物ハ外部トノ交通ヲ遮斷セラレ出入不能ノ
 状態トナリ後日回復ス可カラザル不利益ヲ來ス惧有之
 本申請ニ及ビ候

疏 明

甲第一號證 前記土地ニ申請人先代ヨリ地上權ヲ有シ
 來レル事實ヲ證ス

甲第二號證 右事情ニ付被申請人ニ對シ陳情ヲ爲シ相
 當處置方ヲ交渉シタル事情ヲ證ス

其他急迫ノ場合疏明致シ兼ネ候ニ付相當保證供託可仕
 候

昭和五年拾月十四日

一、郡村宅地十八步 本番地ノ西部

第貳條

地上權ノ存續期間ハ之ヲ永代ト定メ地主ハ地上權

中略

明治三十四年三月三十日

吾川郡伊野町三百七十七番屋敷

土地所有者 町田龜太郎印

吾川郡伊野町三百七十二番屋式

地上權者 □ 田 □ 吾印

右寫也

申請人代人 氏 名

甲第貳號證

陳情書

高知縣知事(氏名)閣下 賢明ナル閣下ニ御同情ヲ賜ラ
ントスル非禮ヲ咎メザランコトヲ懇願仕候
今回閣下ノ耳目ヲ汚サントスルモノハ吾川郡伊野町字

説苑

羽根三千四十二番地貳地上ニアル家屋ノ敷地ヲ道路擴
張ノタメ侵害セラレタル儀ニ有之候 同家屋ハ明治三
十一年頃同地山中安吾ヨリ□田□吾ニ於テ讓受現時ハ
迂生繼承シテ之ヲ所有セリ 該家屋ハ今ヲ去ル約百五
十年以前ノ建設ニ係ルモノニシテ同所ハ古來水害非常
ナリシ故カ維新前伊野庄時代ノ道路面ヨリ約十尺五寸
ノ高方ニ建設シアリシガ明治二十年該道路ハ國道ニ編
入セラレ爾來幅員六尺ナリシヲ編入ノタメ其幅員ヲ尙
六尺擴張スルニ當リ其施設方法トシテ伊野町兩側各三
尺宛ヲ道路ニ取入ル、コト、ナシ其工事ヲ施シツ、ア
リシガ伊野町字羽根(今回問題ノ家屋建設シアル附近)
ニ至レバ其南方ハ竹林且ツ仁淀川流域ニ接近セル關係
上其附近ハ北方ノ山手ヲ通ズルノ外途ナットシ山手ヲ
開拓シ擴張工事ヲ爲シ該家屋ノ設アル敷地ニ差掛リタ
ルニ同家屋ノ前面附近ハ縣ノ所有ニ係ル土地舊道路外
僅ニ三尺五六寸ノ餘地ヲ存スルノミニテ豫定ノ幅員ニ
達セザルヨリ軒下ニ侵入シ家屋ノ土臺ニ迄達セザレバ

八三

國道ノ幅員ニ達セズ依テ附近ノ關係家屋ニ對スル分ハ相當手當ヲ受ケタルモノナルガ道路ニ障礙ナキ程度ニ迄軒端ヲ切取タル箇所モアリシガ今回ノ問題タル家屋ニ付テハ其當時ノ關係當局者ヨリ其所有者ニ對シ今回ノ工事ハ經費ニ餘裕ナキヲ以テ其ノ手當ヲ爲ス能ハズ何レ相當ノ所置スベキニ付暫時默認シ吳レ度シトノ口約ヲ以テ定結セルモ其後歲月ヲ經過スルモ何等ノ方法ヲ講セザル内山中安吾ヨリ陳情者ノ父□田□吾ガ該條件付ノ儘之ヲ買受ケタルモノナリ然ルニ□田□吾ノ權利ニ移リシ後モ屢々口頭ヲ以テ道路係人ニ對シ交渉ヲ重ネタルモ具體的何等ノ處置ナク荏苒歲月ヲ經過スル中大正元年ニ至リ仁淀川架橋工事ニ關聯シ該家屋附近ノ道路ハ約十尺ノ嵩上ノ必要ヲ生ジ南側ニアル家屋ニ對シテハ僅々二三寸幅ノ地上權ノ侵害ニシテ之ニ對シ四五百圓位ノ過分ナル移轉料ヲ與ヘタルモ北側ニ面シタル家屋ニ對シテハ何等手當ヲ爲サザルヲ以テ自力ニテハ完全ニ嵩上ヲ爲シ難ク之ガ補助金及移轉料下付方

要求ヲ爲シ紛擾ノ爲メ該工事ハ約一年延延シ當時ノ吾川郡長伊野町長同工事係土居主任ハ日夜仲介ノ勞ヲ取り爲メニ該家屋ハ嵩上補助金トシテ金五拾圓ヲ受取嵩上ヲ爲シタルモノナルガ抑モ該家屋ハ五拾圓位ノ補助金額ニテハ到底完全ナル嵩上ハ出來難ク且ツ軒下三尺ノ貸與處置ニ付テハ縣トシテ當時財力ナキノ理由ノ下ニ郡長ハ非常ニ心痛シ現形ノ儘ニテ嵩上ダ計リヲ是非承認ヲ得度ト決死的哀願ヲ受移轉並ニ地上權ノ侵害問題ハ後日縣ニ於テ財力出來得ル事ニ依テ圓滿解決スル方針ナルコトヲ口頭契約ヲ以テ締結シタルモ其後ニ至ルモ尙何等ノ處置ダニナク荏苒目今ニ到レルモノナリ抑モ該家屋ハ大正二年仁淀川架橋工事ノ際約十尺ノ嵩上ヲ爲シタル爲該家屋ノ土臺ト路面トノ高低約一尺五寸ノ距離ヲ存シ居レリ然ルニ尙又今回仁淀川架橋工事ノ爲メ道路ノ嵩上ヲ爲スニ至リ目下其工事中ノ處該工事ヲ竣功セバ所有家屋ハ路面ト比較セバ家屋ノ土臺ハ路面ノ下部數尺ノ所ニ埋没セラル、ニ至ルノミナラ

ズ該建物ノ附屬建物ニ對シ後日被害ヲ受クルコトハ火
ヲ見ルヨリモ明白ナル理ニシテ所有者トシテハ迷惑且
損害甚大ナリ

要スルニ該家屋ハ約百五十年前以前ノ建設ニ係ルヲ以テ
所有者ニ於テ殊更ニ道路ニ附着スベキ施設ヲナシタル
モノニアラズ只國道敷設ノ際既設家屋ノ地上權ヲ侵害
シタルモノナルヲ所有者ハ進デ事ヲ望ムニ非ズ只權利
ノ侵害且損害ヲ防止スルニ止マル次第ニ御座候間此際
實地御檢分ノ上適當ノ御處置相成度事情ヲ開陳シ懇願
仕候 尙御參考トシテ別紙圖面添附致置候

昭和五年三月十一日

吾川郡伊野町×番地

所有者 甲 氏 名

高知縣知事(氏名)閣下

右寫也 申請代人 何 某印

追て申請人は更に左の如き訂正申立書を提出した。

昭和五年ト第四五一號

訂正申立書

申請人 甲 氏 名

被申請人 高 知 縣

右當事者間假處分事件ニ付囊ニ提出シタル假處分申立
中第二項ヲ削除シ更ニ左ノ一項ヲ追加ス

一、被申請人ハ高知縣吾川郡伊野町字羽根三千四十二
番ノ二宅地壹畝貳拾歩内ニ申請人ガ設置シアル柵垣
ヲ取り除ク可ラズトノ御決定ヲ求ム

理 由

被申請人ハ申請人ガ建物ノ所有ヲ目的トスル地上權ヲ
有スル前記土地ニ設置シアル柵垣ヲ道路ノ區域内ニ設
置シアルモノトシテ之ヲ除去セントスルモ右ハ全然道
路ノ區域外ニシテ今日之ヲ除去スル時ハ申請人ハ後日
自己ノ權利ノ防衛上著シキ困難ヲ生ズルト共ニ申請人
ノ地上權ハ之ガ爲メ全然其效能ヲ缺除セラルベキ事情
顯著ナルモノアリ

以上追加申請候也

昭和五年十月三十日

申請人代理人 氏 名印

高知區裁判所御中

一定ノ申立

一、本申請ノ却下ヲ求ム

理由

右申請に對する口頭辯論は十月二十二日開延せられた。
被申請人の提出したる答辯書は次の通りである。

昭和五年(ト)第四五一號

答 辯 書

高岡郡××町××番地

申請人 甲 氏 名

高知市××町××番地

右代理人辯護士 氏 名

被申請人 高 知 縣 名

右代表者高知縣知事 氏 名

右代理人高知縣道路書記 氏 名

假處分事件

一、道路管理ノ機關ガ國ノ行政廳タルコトハ道路法ノ明示スル所ニシテ府縣道高知松山線ハ道路法ニ基キ大正九年四月一日高知縣知事ノ認定シタル路線ナルコトハ別紙乙第一號證高知縣告示ニ依リ明ナリ今同施行中ノ道路嵩上工事ハ即チ道路管理者タル高知縣知事ノ執行ニ係ルモノニシテ道路法ノ規定ニ依リ行政廳ノ統轄スル公共團體タル高知縣ハ單ニ道路ノ費用ヲ負擔スルニ止マリ申請人ガ高知縣ヲ相手トシテ爲シタル本件假處分申請ハ失當ナリ

二、被申請人ハ申請人ノ設定セル地上權ヲ侵害シ數度ノ嵩上工事ヲ爲シタリト謂フモ道路法施行前係爭民有地ニ隣接セル官有道路敷地ニ嵩上工事ヲ施行セルコトハ認ムルモ申請人ノ有スル地上權ノ存スル土地ニ對シ施行セル事實ヲ認ムルコト能ハズ

三、今回仁淀川橋架換ニ伴ヒ施行スヘキ嵩上工事ハ申請人ノ所有倉庫並ニ店舗ノ建物ト外部ノ交通ヲ遮斷シ出入不能ノ状態トナリ不利益ヲ生スル惧アリト謂フモ今回施行スヘキ嵩上工事ハ仁淀川橋架換ニ伴フ最少限度ノ工事ニシテ申請人所有店舗附近ニ於テ平均一尺八寸倉庫附近ニ於テ平均五寸ノ高低ノ差ヲ生スルニ過ギズ之ガ爲申請人ノ謂フガ如キ結果ヲ來ス事實ナキハ既ニ嵩上工事ヲ終了シタル隣接土地ノ實況ニ照シ明カニシテ本件工事ノ爲メ舊來ノ道路ガ改良セラレ申請人等ハ寧ロ利益ヲ享受スルモノナリ

四、申請人ハ道路ノ嵩上工事ヲ爲ストキハ境界確定上著シキ困難ヲ生スルモノナリト謂フモ今回ノ工事ハ從來道路トシテ一般交通ノ用ニ供セル部分ニ其儘盛土ト側壁ヲ施スモノニシテ從來ヨリ實地ニ民有地ト認ムベキ地物等全ク無ク今僅少ノ盛土ヲ爲シタリトテ申請人ノ謂フガ如キ事實ヲ生ゼザルハ實地ニ於テ明瞭ナリ

五、申請人ガ今回假處分ノ申請ヲ爲シタル區域ハ古來ヨリ道路トシテノ構造ヲ完全ニ具備シ一般公衆ノ通行ノ用ニ供セラレタル部分ニシテ道路管理者タル高知縣知事ハ道路法第十九條ニ基キ大正九年四月一日該地モ共ニ道路ノ區域ナリト決定シタリ(別紙乙第二號高知縣告示第一〇九號之ヲ證ス)然リ而シテ道路ノ區域ハ道路管理權並ニ警察權ノ及ス範圍ニ屬シ私權ノ行使ヲ許サバルニモ不拘不法ニモ昭和五年三月十七日申請人ハ既成道路ノ路面ノ一部ニ柵垣ヲ設ケ交通並ニ工事ノ妨害ヲ爲シ再三注意説諭ヲ爲スモ肯セズ不得止本年十月九日付ヲ以テ道路法第五十四條ニ基キ該建設物ヲ強制除却ノ爲メ戒告書ヲ交付シ道路管理權ノ行使ヲ發動シタリ

六、申請人ノ謂フガ如ク假ニ該地ニ地上權ノ存在スルモ道路ノ區域トシテ適法ニ決定セラレタルコトハ既ニ述べタル所ニシテ道路ナル營造物ノ管理權ト之ヲ構成スル敷地其ノ他ノ物件ニ存スル私權トハ固ヨリ

別個ノ存在ニシテ道路設備ノ主體ニ所屬スル必要ナ

ク唯營造物タル道路ノ效用ヲ全フスルガ爲メニハ道

路法第六條ヲ以テ道路ヲ構成スル敷地其ノ他ノ物件

ニ付テハ私權ヲ行使スルコトヲ得スト定メラレタリ

茲ニ於テ本件モ亦他ノ權力ノ行動及權利ノ行使ヲ排

除セラルベキハ一點ノ疑ヲ存スル餘地ナク此區域ニ

板圍ヲナシ又ハ私權ヲ行使スル爲メ假處分ヲ以テ工

事ヲ施サシメズ道路ノ效用並ニ道路法ノ適用ヲ妨グ

ベキモノニ非サルハ當然ナリトス

七、其ノ他ノ點ニ付テハ口頭辨論ノ際開陳スベシ

以上ノ理由ニ依リ本申請ハ却下相成度候

右及答辨候也

昭和五年十月二十一日

道路管理者高知縣知事 氏 名

右代理人 高知縣道路書記 氏 名

高知區裁判所御中

乙第一號證

高知縣告示第百八號

府縣道ノ路線左ノ通認定ス

大正九年四月一日

高知縣知事 阿部龜彦

路線名 路線 起點 終點

高知松山線

高知市帶屋町
縣界吾川郡名野川村

重要なる經過地
高知市本町、同市本丁
筋、土佐郡鴨田村、吾
川郡伊野町、高阿郡伏
川町、同郡越知町、同
郡大崎村

其餘ノ路線ハ省略ス

右寫也

乙第二號證

高知縣告示第百九號

大正九年四月一日高知縣告示第百八號府縣道ノ區域ヲ

左ノ通改ム

大正九年四月一日

高知縣知事 阿 部 龜 彦

公簿上ニ於ケル當該道路數及既成道路構造物ノ區域ニ
依ルモノトス

右寫也

かくて十月二十二日口頭辯論に於て

一、申請人は申立の趣旨を「吾用那伊野町字羽根三千四十
二番ノ二宅地一畝二十歩ノ内十八歩ニ於テ道路層上其ノ
他一切ノ行爲ヲ爲スベカラズ又同地上ニ申請人ガ設ケタ
ル柵垣ヲ除去スベカラズ」と訂正したり。

二、被申請人は申請人より提出したる甲第一號證及同第二
號證の成立を認めたり。

三、申請人も亦被申請人より提出せる乙第一號證同第二號
證共に之が成立を認めたり。

四、申請人は被申請人の爲す工事に依り自己の家屋の出入
に支障を來すものなりと主張せるを以て、被申請人は該
工事の爲め申請人と同一形状となれる土地の例證を擧げ
て他の例より見るも申請人主張の如き事實なきことを抗

辯す。

五、裁判長より申請人に對し、被申請人答辯に依れば相手
方を誤り且つ道路の區域なるを以て假處分を成立せずと
抗辯せり、此點如何との間に對し申請人は道路工事を執
行する者は道路管理者なることは認むるも彼の假圍を取
除く者は高知縣なりと答辯す。被申請人は道路管理權の
内容を詳述し假圍を取除く行爲も亦道路管理者の權限に
して即ち曩に發したる戒告書も道路管理者高知縣知事と
明示し又此行爲は道路法第五十四條に於て行ふものなる
ことを明示したりと反駁す。

六、申請人は在廷證人二名の審問及實地檢證を申立たるも
被申請人代理は答辯書の内容に補足して本件工事の執行
は國の行政廳の行ふものにして所謂行政行爲なり依て監
督官廳の裁決又は行政裁判所の判決に依り取消さるゝ迄
は有效なるものにして私法行爲に非ず依て私權に束縛せ
らるべきものに非ず且該工事は仁淀川橋腐朽の爲め通過
荷物の重量を制限し交通上支障を來し居る實情及右橋梁

が十一月中旬に竣功するに付附帯道路の工事をも直に施行すべきものなることを力説し直に却下處分ありたしと主張せり。

七、申請人は被申請人の答辯に付尙研究を要するを以て次回に辯論を延長されんことを述べ裁判長は本月三十一日再開することを宣し閉廷す。

尙被申請人訴訟代理に付ては曩に被申請人高知縣知事より道路書記何某に代理を命じたる代理委任届を提出しありたるも裁判長の注意により許可申請を爲すことを約したり

* 訴訟代理人許可申請

高岡郡××町××番地

申請人 甲 氏 名

高知市××町××番地

右代理人辯護士 氏 名

被申請人 高 知 縣

右代表者高知縣知事 氏 名

右當事者間ノ昭和五年(ト)第四五一號假處分事件ニ付テハ本件ノ事情ニ通ジ又此事務ヲ掌理セル高知縣道路書記(氏名)ヲシテ本件ノ訴訟行爲ヲサシムルヲ最モ便利ト致候ニ付同人ニ對スル訴訟代理ノ許可相成度此段申請候也

昭和五年十月二十二日

高知縣知事 氏 名

高知區裁判所御中

次で十一月三十一日第二回口頭辯論に於て

一、判事より被申請人に對し申請人に多少の金を與へ和解出來ざるやとの質問あり、被申請人代理は之に對し、道路の嵩上により申請人と同一の状態を呈する關係者は本工事に於ても相當多數に上り居るを以て獨り本件申請人にのみ給付することは他に影響するのみならず給付の理由相立たざるものに對し公金の支出は不能なり、又斯の如き事情は縣下全般の工事に惡例を胎すものなりと答へ

たり

二、前回の辯論に於て訴の相手方を高知縣となしたるは不當なりとの被申請人の妨訴抗辯に對し申請人は費用を負擔するものが高知縣なるに付縣を相手と爲したるは失當に非ずと申立てたり、被申請人の代理人は「假處分は本訴訟に於て他日權利の確定をなしたるとき之が執行を爲すため未來の保全を爲す目的なり、依て本訴訟の當事者となるべきものと一致するを要す、而して該工事執行者が國の行政廳たる高知縣知事たることは議論すべき筋合のものに非ず、法律上明かなる所なり」と反駁せり。

三、申請人は「今回の道路嵩上工事に依り家屋に出入不能となること。大正二三年頃道路嵩上の際申請人所有地の石垣を埋立たること。及所有倉庫の小庇が道路面に接近し保存し得ざること」等を申立てり。被申請人代理は之に對して一々數字を示して辯駁し、彼の小庇は道路の占用行爲と認め居れりと答へたり。

四、尙被申請人代理は答辯書第六項を補足する爲め道路の

區域内に地上權の存する民有地ありとして境界を争ふ爲めに爲す假處分は畢竟行政爲其のもの、當否に付審判を求むるものにして本件道路工事及板圍除却等の行政作用を無効ならしめんことの目的を以て申請したるものなれば司法裁判所に請求することを得ず、即ち無訴權なり、答辯書第六項道路法の適用を妨ぐべきものに非ずとは此の意味なりと述べたり。

五、申請人代理より在廷證人二名の證言並に申請本人の供述の許可を申立採用せらる

(一) 證人松下庄吉(原告の家屋を賃借し飲食店を営む者)は縣の工事を計畫通施行さるときは從來の如く利用し得ず出入困難なる旨申立てたり

(二) 證人藤本馬藏(繫争地附近に永年居住する者)は大正三四年頃道路嵩上工事の際原告の地上權ある石垣を埋立たることを記憶する旨證言す

(三) 甲(申請本人)大正三四年頃工事施行に當り自己の權利を冒すものなりとして争論し後日解決すること

ゝなりたる事情即ち大體陳情書の主旨を述べ道路の區域に決定したる當時は縣外に在りて之を知らずと申立たり

六、被申請人代理人は甲に對し前記工事の際軒切料として金を受取りたることの事實を認むるやと質問せるに對し金は受取りたるも軒切料に非ず、地上げの補助として受取りたるものなりと答へたり（本件は當時軒切料として金五十圓を受取り乍ら何等之を爲さず現に道路に突出せるものなり）

七、尙被申請人の代理人は道路工事の結果は原則として沿道土地の地價を騰貴せしめ且つ其の他の利益を受くるものにして即ち之が爲め道路法に於ては道路工事費の一部又は全部を私人に強制負擔の途を設けたり、而して道路工事の結果その沿道土地家屋の所有者が此の道路を利用する爲め自ら多少の施設を爲すは當然のことに屬し既に本工事に於ても他人は進んで宅地の嵩上工事其の他の施設を爲し居るものなりと辯明し更に本請求は既に抗辯し

たるが如く訴の成立に缺くる所あるものにして既に辯論も盡きたるを以て速に決審せられんことを述べたり

八、裁判長は辯論を閉ぢ十一月七日言渡を爲すべきことを宣す
(未完)

アドルフ・ヒットラ曰く

「一つの組織が機械的に上から構成された場合には、或る個人が、一度指導者に任せられると、自己の妬嫉心から、更らに有能な個人が權力を得ることを阻止するといふ大きな危険がある。

眞の指導者は、最初は容易に認められぐいかもしれないので、このやうな障碍が彼の道を塞しことを許し得ない。

従つて一つの觀念が、宣傳を利用して廣汎に流布されねばならない。つまり指導者を求めるためには、新しい黨員と雖も最高の地位に就き得る可能性があるといふことを常に考慮すべきだ。